

亀山市告示第180号

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年亀山市告示第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事業の内容）</p> <p>第2条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>（1）10万円を限度として、第4条の審判請求に要した費用に相当する額を対象者に対し助成すること。</u></p> <p><u>（2）</u> [略]</p> <p><u>（3）</u> [略]</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この事業の対象者は、<u>市内に住所を有する者（法令等により他の自治体が援護の実施者である者を除く。）</u></p>	<p>（事業の内容）</p> <p>第2条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>（1）</u> [略]</p> <p><u>（2）</u> [略]</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この事業の対象者は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p>

又は法令等により亀山市が援護の実施者である者で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第1号の事業 民法(明治29

年法律第89号)に規定する後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「後見監督人等」という。)の審判請求に要する費用を請求する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

ウ 自己において前条第3号の報酬に係る費用を負担することにより当該要保護者となる者

エ その他市長が必要と認めた者

(2) 前条第2号の事業 市内に住所を

有する精神障害者等のうち、配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)がない者又は親族等があっても音信不通の状況等(親族等から暴力を受け、保護する必要性が生じている場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合を含む。)

[号を加える。]

(1) 前条第1号の事業 市内に住所を

有する精神障害者等のうち、配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)がない者又は親族等があっても音信不通の状況等(親族等から暴力を受け、保護する必要性が生じている場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合を含む。

にある者で、次に掲げる事項を総合的に勘案した上で市長が審判請求をすることが特に必要であると認めたもの

[ア～ウ 略]

(3) 前条第3号の事業 審判請求した成年被後見人、被保佐人及び被補助人で、第1号アからエまでのいずれかに該当するもの

[アを削る。]

[イを削る。]

[ウを削る。]

[エを削る。]

(利用の申込み)

第7条 第2条第1号の事業を利用しようとする者は、審判を受けた日が属する年度末から2月を経過する日までに成年後見制度利用支援事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 第2条第3号の事業を利用しようとする者は、後見人等又は後見監督人等の審判が確定した日から12月を経過するまでの報酬付与審判が確定したと

にある者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案した上で市長が審判請求をすることが特に必要であると認めたもの

[ア～ウ 略]

(2) 前条第2号の事業 審判請求した成年被後見人、被保佐人及び被補助人でいずれかに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

ウ 自己において前条第3号の報酬に係る費用を負担することにより当該要保護者となる者

エ その他市長が必要と認めた者

(利用の申込み)

第7条 第2条第2号の事業を利用しようとする者は、成年後見制度利用支援事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

[項を加える。]

きは、当該確定した日から2月を経過する日までに成年後見制度利用支援事業利用申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業を利用しようとする前に被後見人等が死亡した場合は、報酬を付与するとされた後見人等及び後見監督人等であった者が、当該被後見人等に代わって成年後見制度利用支援事業利用申込書（様式第2号）を提出することができる。

（利用の決定）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業利用決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成費用の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの事業による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 [略]

（利用の決定）

第8条 市長は、前条の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

[条を加える。]

（その他）

第9条 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

成年後見制度利用支援事業利用申込書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住 所

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第1号の事業を利用したいので、当該実施要綱第7条第1号の規定により次のとおり申し込みます。

審判を受けた者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	住 所	
審判請求の実情・目的		
審判請求の内容		
審判の請求に要した費用の額	円	
添付書類	・審判の請求に要した費用の領収書の写し	

(振込先)

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 振込名義	

同 意 書

私は、この事業の利用に当たり、市職員が私及び私の世帯員の所得及び課税の状況等を調査することに同意します。また、被後見人に対し、必要に応じて支援を行うため、本事業で知り得た情報を亀山市と亀山市成年後見サポート事業受託者が情報共有することにも同意します。

年 月 日

氏 名
後見人等



様式第2号中

決定内容	<input type="checkbox"/> 負担決定 <input type="checkbox"/> 却下 (理由)
負担決定額	円

を

内 容	<input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下 (理由)
助 成 額	円

に改め、同

様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

成年後見制度利用支援事業利用申込書

年 月 日

亀山市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第3号の事業を利用したいので、当該実施要綱第7条第2号の規定により次のとおり申し込みます。

成年被後見人等	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	生活保護受給の有無	有 ・ 無		
成年後見人等	住 所			
	氏 名			
申 請 額	円			

備考 後見等開始の事実、被後見人の財産や報酬の額が確認できる書類を添付すること。

(振込先)

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 振込名義	

同 意 書

私は、この事業の利用に当たり、市職員が私及び私の世帯員の所得及び課税の状況等を調査することに同意します。また、被後見人に対し、必要に応じて支援を行うため、本事業で知り得た情報を亀山市と亀山市成年後見サポート事業受託者が情報共有することにも同意します。

年 月 日

氏 名
後見人等



附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。